

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成30年10月29日

香美市監査委員 岡本 明弘
 " 岩崎 昭雄
 " 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署
 市民保険課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 平成30年10月4日

(2) 措置通知年月日 平成30年10月19日

(3) 指摘事項

香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。今後は、同規程第6条及び第7条を遵守されたい。

(4) 措置等の内容

指摘事項については、今後職員への周知徹底を行います。

以上